

電波法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）について所要の規定の整理を行う。（本則関係）
- 2 この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）